

中小企業の範囲（中小企業基本法第2条第1項各号）

- 製造業（建設・鉱業・運送業を含む）
従業員 300 人以下または資本金 3 億円以下

- 卸売業
従業員 100 人以下または資本金 1 億円以下

- 小売業
従業員 50 人以下または資本金 5 千万円以下

- サービス業(医療法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人を含む)
従業員 100 人以下または資本金 5 千万円以下